

平成28年熊本地震の影響を受けた 職業紹介事業者、労働者派遣事業者の方へ

～ 事業許可の有効期間延長、および事業報告などの提出期限猶予のご案内 ～

1 有料または無料の職業紹介事業、労働者派遣事業の許可の有効期間を平成28年9月30日まで延長します。

対象となる事業主

以下の①②いずれにも当てはまる事業主が、有効期間延長の対象となります。

① 特定被災区域^(※)に主たる事務所を有する事業主

(※) 特定被災区域とは、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。
現時点では、**熊本県内全市町村**に適用されています。熊本県のホームページ、内閣府ホームページで確認できますが、追加される場合もありますので、最新の情報をご確認ください。

内閣府防災情報のトップページ (<http://www.bousai.go.jp/>) から

> 防災対策・制度 > 災害救助法

> 災害救助法の適用状況 > 「熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について【第1報】」

② 平成28年5月14日から9月29日までの間に、 有料または無料職業紹介事業の許可の有効期間が満了する事業主

または

平成28年7月15日から9月29日までの間に、 労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主

特別な手続は不要です。お持ちの許可証のまま、
平成28年9月30日まで、事業を続けることができます。

* 上記に当てはまらない事業主でも、許可の有効期間が延長される場合があります。裏面をご覧ください。

**有効期間が延長された事業主が平成28年10月1日以後、
事業を継続する場合の許可の更新について**

- **有料または無料の職業紹介事業**の許可の更新を希望する場合は **平成28年8月31日まで**に、
- **労働者派遣事業**の許可の更新を希望する場合は **平成28年6月30日まで**に、
申請書などの書類をご提出ください。

【条件に当てはまらない事業主の方へ】

表面の「対象となる事業主」の条件に当てはまらない場合でも、地震で影響を受けた事業主が、理由を記した書面により延長を申し出た場合、個別に有効期間が延長されますので、**都道府県労働局にご相談ください。**

2

職業紹介事業報告・労働者派遣事業報告などの提出期限を、平成28年7月29日まで猶予します。

平成28年4月14日から7月28日までの間に、法令上履行すべき義務について、平成28年熊本地震の影響により期間内に履行できなかったとしても、平成28年7月29日までに履行した場合は、法令違反にはなりません。

提出期限が猶予される具体的な例

【職業紹介事業報告】

平成27年度の事業報告

→→→ 本来の提出期限：平成28年4月30日

【労働者派遣事業報告】

平成28年5月31日までに終了する事業年度に関する事業報告

→→→ 本来の提出期限：平成28年6月30日

【関係派遣先派遣割合報告】

平成28年1月14日から同年4月28日までに終了する事業年度に関する関係派遣先派遣割合報告

→→→ 本来の提出期限：平成28年4月14日から同年7月28日



いずれも、平成28年7月29日(金)までに報告書を提出すれば、法令違反にはなりません。

※なお、事業主の住所が特定被災区域にある場合は、その全事業所についての事業報告書などの提出期限を猶予し、事業主の住所が特定被災区域以外にある場合は、特定被災区域内にある事業所分のみの提出期限を猶予します。

詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。
最新情報については、厚生労働省のホームページに随時掲載いたします。

〈平成28年熊本地震関連情報〉

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>